別添資料

利用補助券使用時に係る注意事項

宿泊及び会食利用補助券はそれぞれ**年度内１２回の利用を上限**としております。

宿泊等利用補助券は、愛知支部 HP 内「組合員専用ページ」の補助券発行システムより発行してください。会食利用補助券は愛知支部 HP 内「諸届用紙ダウンロード」に掲載してあるファイルをダウンロードして使用してください。

会食利用補助券は各６枚×２頁綴りとなっており、利用対象者１人につき１枚必要です。

【宿泊等利用補助券】

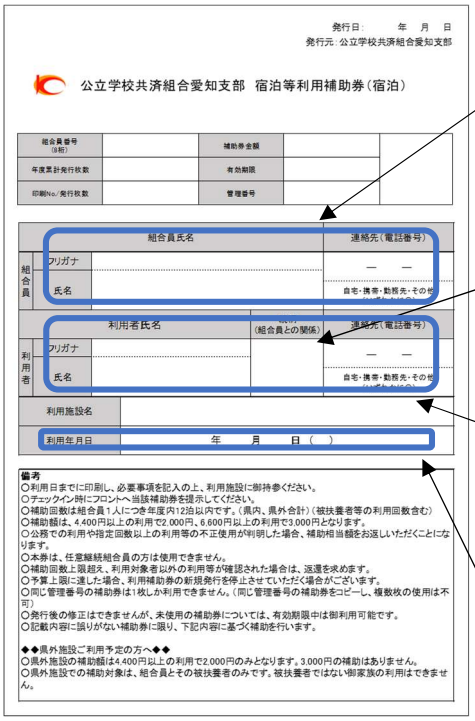
発行日：　年　月　日
発行元：公立学校共済組合愛知支部

公立学校共済組合愛知支部　宿泊等利用補助券（宿泊）

組合員番号（8桁）		補助券金額		
年度累計発行枚数		有効期限		
印刷No./発行枚数		管理番号		

		組合員氏名	連絡先（電話番号）
組合員	フリガナ		― ―
	氏名		自宅・携帯・勤務先・その他

		利用者氏名	（組合員との関係）	連絡先（電話番号）
利用者	フリガナ			― ―
	氏名			自宅・携帯・勤務先・その他

利用施設名	
利用年月日	年　月　日（　）

備考
○利用日までに印刷し、必要事項を記入の上、利用施設に御持参ください。
○チェックイン時にフロントへ当該補助券を提示してください。
○補助回数は組合員１人につき年度内12泊以内です。（県内、県外合計）（被扶養者等の利用回数含む）
○補助額は、4,400円以上の利用で2,000円、6,600円以上の利用で3,000円となります。
○公務での利用や指定回数以上の利用等の不正使用が判明した場合、補助相当額をお返しいただくことになります。
○本券は、任意継続組合員の方は使用できません。
○補助回数上限超え、利用対象者以外の利用等が確認された場合は、返還を求めます。
○予算上限に達した場合、利用補助券の新規発行を停止させていただく場合がございます。
○同じ管理番号の補助券は1枚しか利用できません。（同じ管理番号の補助券をコピーし、複数枚の使用は不可）
○発行後の修正はできませんが、未使用の補助券については、有効期限中は御利用可能です。
○記載内容に誤りがない補助券に限り、下記内容に基づく補助を行います。

◆◆県外施設ご利用予定の方へ◆◆
○県外施設の補助額は4,400円以上の利用で2,000円のみとなります。3,000円の補助はありません。
○県外施設での補助対象は、組合員とその被扶養者のみです。被扶養者ではない御家族の利用はできません。

組合員自身の氏名と
連絡先を御記入ください。

県外施設は組合員と被扶養者のみ利用対象となります。**被扶養者として認定をされていない家族は対象外**です。

組合員以外の方（続柄が本人以外）が利用する場合は、**利用者の氏名と連絡先を記入**してください。
「続柄」は組合員本人から見た間柄を御記入ください。
（組合員本人が利用する場合は本人と記入）

宿泊日を御記入ください。

【会食利用補助券】

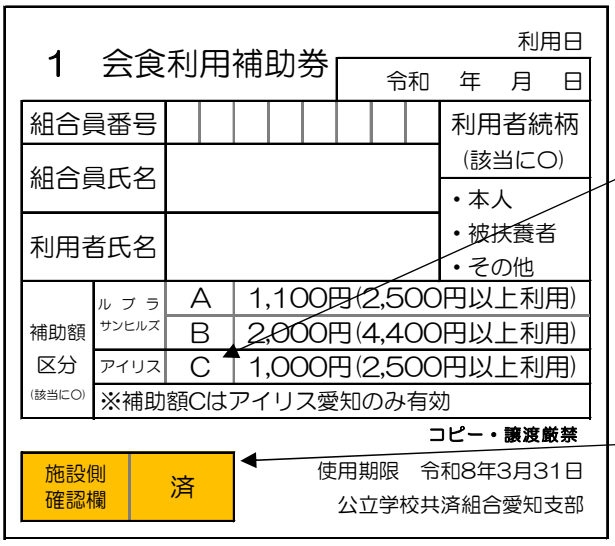
１　会食利用補助券

利用日　令和　年　月　日

組合員番号			利用者続柄（該当に○） ・本人 ・被扶養者 ・その他
組合員氏名			
利用者氏名			
補助額区分（該当に○）	ルブラ サンヒルズ	A	1,100円(2,500円以上利用)
		B	2,000円(4,400円以上利用)
	アイリス	C	1,000円(2,500円以上利用)
	※補助額Cはアイリス愛知のみ有効		

コピー・譲渡厳禁

施設側確認欄	済

使用期限　令和8年3月31日
公立学校共済組合愛知支部

アイリス愛知の補助額は、2,500 円以上の利用で 1,000 円（C）のみです。

「会食補助利用者名簿（※）」が添付されていない場合、施設で本人資格確認書類等を提示することにより本人確認とします。

※愛知支部 HP から入手できます。

・「会食補助利用者名簿」を添付する場合、利用者名簿を以って利用補助対象であることの証明とするため、本人資格確認書類等の提示による本人確認は省略可。
・おせち購入時（ルブラ王山のみ）に会食利用補助を適用する場合、上限回数１２回に含みます。（補助額上限あり）
・任意継続組合員（被扶養者含む）及び県外施設は利用対象外です。